

○美祢市ホームページ広告取扱要領

平成26年12月26日

告示第114号

(趣旨)

第1条 この告示は、美祢市広告掲載要綱（平成21年美祢市告示第50号。以下「広告要綱」という。）に定めるもののほか、市が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載場所、規格等)

第2条 市ホームページに掲載する広告の掲載場所、規格等は、別表のとおりとする。

(広告掲載の範囲)

第3条 市ホームページに掲載できる広告（広告のリンク先のホームページ及び当該ホームページと関連が深いと認められるホームページの内容を含む。）は、広告要綱第3条に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の事務及び事業の実施に支障を及ぼすもの
- (2) 市ホームページの用途及び目的を妨げるもの

(掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、原則として月を単位とし、第6条第1項の規定による申請のあった期間とする。ただし、年度を超える期間を申請することはできない。

(広告主の募集)

第5条 市長は、市ホームページ及びその他の広報媒体を通して、市ホームページへ広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集することとする。

2 広告主の募集は、新規に広告枠を設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに随時行うことができるものとする。

(広告掲載の申請)

第6条 市ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、ホームページ広告掲載承認申請書（別記様式第1号）に広告原稿を添えて市長に提出するものとする。

2 広告原稿は、申請者が作成し、その作成に要する経費を負担するものとする。

(広告内容の審査)

第7条 市長は、前条第1項の承認申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、市ホームページに掲載することが適当であると認めるときはホームページ広告掲載承認通知書（別記様式第2号）により、掲載することが不適当であると認められるときはホームペ

ージ広告掲載不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査を行う場合において、申請が広告の掲載枠数を越えたときは、公共性又は地域性の高い広告を優先するものとする。

（広告掲載の方法）

第8条 広告の掲載は、掲載期間の開始の月の第1開庁日の午前9時までに行うものとし、広告の削除は掲載終了の月の翌月第1開庁日の午前9時までに行うものとする。

（広告の掲載料）

第9条 広告の掲載料は、1枠あたり月額5千円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 広告主は、市長の指定する期日までに、掲載期間分の掲載料を一括で納入しなければならない。
- 3 既に納付した掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により市長が広告の掲載を取り消したときは、掲載料の全部又は一部を返還することができる。

（掲載期間の延長）

第10条 掲載期間内において、市の責めに帰すべき事由により、連続して1日以上広告が掲載されないときは、その期間（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）に応じて掲載期間を延長するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由により市ホームページが一時停止されたときは、掲載期間の延長は行わないものとする。ただし、一時停止の期間が連続して3日以上となる場合は、その期間（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）に応じて掲載期間を延長するものとする。

- (1) 機器等の保守、工事等を行う場合
- (2) 天災、地変その他非常事態が発生した場合
- (3) 悪意を持つ第三者による市のコンピュータへの不正アクセスが発生した場合
- (4) 通信回線等の事故、故障による停止
- (5) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない場合

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、掲載期間中の広告を取り下げようとするときは、市長に申し出なければならない。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載期間中であっても広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反し、又は偽りその他不正な手段により広告の掲載の承認を受けたとき。
- (2) 広告のリンク先のホームページが事前の連絡なく閉鎖されたとき。
- (3) 広告のリンク先のホームページの内容が、第6条第1項の規定による申請時から変更され、第3条の規定に違反する状態に至っていると認められるとき。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告のリンク先のホームページの内容その他の広告の掲載に係る全ての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第19号）

この告示は、令和6年3月18日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	内容
掲載場所	市ホームページのトップページのうち市長が指定する位置
種類	バナー広告
大きさ	縦50ピクセル 横150ピクセル
ファイル形式	GIF（アニメーションGIF及び透過GIFを除く。）又はJPEG
画像のALT属性	「広告：」の次に広告主名を付したもの